

「副業・兼業人材」の活用 に取り組む県内企業のみなさま！

岐阜県副業・兼業新規活用促進事業費補助金

「プロフェッショナル副業・兼業人材」を活用する県内の事業所が負担する経費の一部
を県が補助します。ぜひ活用ください！



◆令和7年度補助金の概要◆

補助事業者	(1) 次のいずれかに該当する者 ア 県内に本社若しくは本部又は本社機能若しくは本部機能の全部又は一部を有する法人 イ 県内に営業所を有する個人事業者 (2) 次のいずれにも該当する者 ア プロフェッショナル副業・兼業人材を県内の事業所において、従事させること。 イ 岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点に企業情報シートを提出し、受付がなされていること。 ウ 過去に岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点の取次ぎによる登録人材紹介事業者からの紹介により、プロフェッショナル人材を業務委託契約等で従事させた実績がないこと。 エ 県税に係る未納の徴収金がないこと。 オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものでないこと。
補助事業	副業・兼業人材新規活用促進事業
補助対象経費	○登録人材紹介事業者の利用に係る人材紹介手数料 ○人材活用に係る報酬・委託料 ※対象とする期間は5ヶ月を上限とします。 ○旅費（補助事業者が負担する対象人材の移動に要する交通費及び宿泊費） ※いずれの場合も、岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点からの取りつなぎに基づく登録人材紹介事業者の利用に係るものに限ります。 ※対象となる経費の支払いを完了した上で、事業完了日から30日を経過した日、又は当年度の3月10日のいずれか早い日までに事業の実績報告書を提出ください。（厳守） ※対象となるのは1事業者あたり1名分に限ります。
補助上限額	50万円/人
補助率	補助対象経費の8／10以内
申請受付期間	令和8年2月27日（金）まで ※原則、対象人材の従事開始5日前までに申請書を提出してください。
申請書類	岐阜県のホームページ（※）に掲載の提出書類様式に所定の事項を記載のうえ、添付書類と合わせて、岐阜県商工労働部産業人材課あて提出してください。 ※ ホームページURL： https://www.pref.gifu.lg.jp/page/423157.html （岐阜県 副業・兼業新規活用 補助金）で検索）

プロフェッショナル副業・兼業人材とは、次に掲げる要件を全て満たす者をいいます。

- ア 補助事業者の受入事業所において新たな商品又はサービスの開発、その販売先の開拓、個々のサービスの生産性向上など事業創出力の強化につながるような知識又は技能を有しており、具体的な取組を通じて企業の成長戦略を具現化していく人材であること。
- イ 業務委託契約等に基づき、補助事業者の課題解決に資する業務に従事すること。

岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点とは

県内中小企業等の「攻めの経営」や経営改善への意欲を喚起し、プロフェッショナル人材の活用による経営革新の実現を促すとともに、県外のプロフェッショナル人材の県内への還流を促進し、地域経済の成長力を高めることを目的として県が設置した拠点をいいます。

【お問合せ先】 岐阜県商工労働部産業人材課 人材確保係 TEL：058-272-1111（内線3682）

メール：c11369@pref.gifu.lg.jp